

第73回議会運営委員会記録

令和3年8月19日

【開催日】 令和3年8月19日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時23分

【出席委員】

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 長谷川 知 司 | 副委員長 | 伊 場 勇 |
| 委員 | 河 野 朋 子 | 委員 | 高 松 秀 樹 |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 議長 | 小 野 泰 | 副議長 | 矢 田 松 夫 |
| 議員 | 杉 本 保 喜 | 議員 | 山 田 伸 幸 |
| 議員 | 吉 永 美 子 | | |

【執行部出席者】

| | | | |
|------|-------|-------------|---------|
| 総務部長 | 川 地 諭 | 選挙管理委員会事務局長 | 亀 田 政 徳 |
|------|-------|-------------|---------|

【事務局出席者】

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長 | 尾 山 邦 彦 | 事務局次長 | 島 津 克 則 |
| 庶務調査係長 | 田 中 洋 子 | 主査兼議事係長 | 中 村 潤之介 |
| 議事係主任 | 原 田 尚 枝 | | |

【付議事項】

1 令和3年第3回（9月）定例会に関する事項について

(1) 早期議決議案について

(2) 会期案について

(3) 山陽小野田市議会会議規則の一部改正について・・・資料2

(4) 議事日程案について・・・資料3

(5) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料4

(6) 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）」の取扱いについて・・・資料5

2 モニター意見について・・・資料6

3 会派について

4 その他

- (1) 改選後の初議会の運営について・・・資料7
- (2) 全員協議会の開催日

午前10時 開会

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第73回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元の資料にありますとおりです。それでは、付議事項1、令和3年第3回（9月）定例会に関する事項について、(1)早期議決議案について。執行部からの説明をお願いします。

川地総務部長 おはようございます。この度、9月議会提出議案のうち、一般会計の補正予算につきましては、第8回と第9回の二つに分けて出しておりますけれども、このうち、第8回に関する議案の早急な議決をお願いします。内容ですけれども、本議案は、参議院議員の補欠選挙の執行に要する事業費のみを計上した補正予算でして、選挙の執行準備に時間を要しますことから、その当該第8回補正予算の早急な議会議決をお願いいたすところです。補正内容の概要につきましては、担当局が説明します。

亀田選挙管理委員会事務局長 それでは第8回補正予算について御説明します。今月16日に参議院議員山口県選出議員が辞職したことに伴い、10月24日に、その補欠選挙を執行するため、補正予算の議決をお願いするものであります。参議院議員選挙は、期日前投票の期間が16日以上となっており、補欠選挙に関する諸事項の決定は、本日、県の選挙管理委員会にて行われることとなっており、現時点では不明ですが、遅くとも10月7日に告示、8日から期日前投票が始まることとなります。なお、補正予算額としては、歳出では参議院議員選挙費、歳入では国会議員選

挙費国庫委託金、それぞれ3,251万3,000円を追加することとしております。以上です。よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 ただいま執行部から説明がありましたが、皆様から質問がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということですので、どうも執行部ありがとうございました。

（執行部退室）

長谷川知司委員長 次、会期案について。8月24日火曜日から9月14日木曜までの22日間ということで、議案件名として資料1にあります。先ほどの早期議決案についてもこの中に入っていると思いますので、事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 委員長がおっしゃったとおりで、ほかはありません。所管はそれぞれ御覧ください。

長谷川知司委員長 付託案件は9月1日の議案第67号に対する委員長報告、質疑、討論及び採決というところに入っているわけですね。

中村議会事務局主査兼議事係長 その議事日程については、(4)で説明することになろうかと思えます。

長谷川知司委員長 (4)か、御無礼しました。(2)会期案については、これでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）(3)山陽小野田市議会会議規則の一部改正について。事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 起立させていただきます。資料2を御覧ください。ここから3ページまであります。提案理由のところにあります文言を読み上げる前に、ここにも書いてありますが、事務局からおわびで

す。6月議会に上程した会議規則の一部改正についてですが、議案に不備がありました。申し訳ございません。そのため、この度、9月定例会で改めて上程させていただきたく資料2を提示しております。よろしくお願ひします。では、座って説明させていただきます。資料2の3ページを御覧ください。提案理由はここに書いてあるとおりますが、読み上げます。改正の理由は先ほど申したとおり、さきの6月定例会に上程し、議決した会議規則一部改正の件について、この改正規定の中で、項の繰下げを誤っていたため、第138条第4項が重複してしまいました。そのため、この条を全部改正させていただきたく提案するものです。大変申し訳ございません。資料2の1ページに議案をそのまま示しております。第138条の全文をそのまま記載しております。附則に、この規則は公布の日から施行するようしております。2ページはその新旧対照表で、改正前の第4項が重複していたため、改正後に第4項の下段の部分を第5項に改めるため、全文改正させていただきたく思ひ、今回上程させていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

長谷川知司委員長 ただいまの説明で、皆様から何か意見がありましたらお願ひします。

山田伸幸議員 議案提出のときに、このようになっていたんですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 すみません、そこの説明が抜けておりました。新旧対照表は、実はきちんと第5項を記載しておりました。しかし、改正の文の中に、第4項を第5項とするという文言が抜けておったため、元の第4項が残ってしまい、新たに第3項が第4項になったため、第4項が重複したということになります。この改正をするために、どのような改正がいいか考え、検討した結果、全部改めるのが一番よいと考え、この度の改正の文になりました。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、(4)

議事日程案について。事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、資料3を御覧ください。2ページまで、両面になります。初日から順に説明します。8月24日火曜日、午前10時から本会議を開会し、会期決定の後、諸般の報告があります。これは行政報告と議会事務局長からの事務報告があります。その後、報告1件の報告及び質疑。そして、諮問4件、これは人権擁護委員の一括上程で人事案件になりますので、採決まで一気に行うことになります。なお、人権擁護委員ですので挨拶はありません。それから、残りの議案23件を一括上程し、提案理由の説明、質疑及び委員会付託まで。そしてその後に、今、資料2で御説明しました委員会提出議案1件を上程し、採決まで行っていただきたいと思います。本来でしたら、この案件が全議員一致なので議員提出になろうかと思うんですけど、前は委員会提出議案で出しておりますので、この度も同じように委員会提出議案として長谷川委員長のお名前でお出さしていただけたらと思っております。申し訳ございません、よろしくお願いします。そして、本会議終了後、委員会を予定しております。これは一般会計予算決算常任委員会になります。ここの米印で付記している事項ですが、通常でしたら決算に関する議案である第56号の概要説明のみになろうかと思うんですけど、先ほど説明がありましたように、早期議決を望まれているということ、案件をもう一般会計に付託した後、分科会で審査してまた全体会に戻すよりは、一般会計全体会で一括で審査してもよろしいのではないかとということで、この日に議案第67号の審査をしていただけたらと思っております。一般会計終了後に日程がちょっとタイトなため、当初からここに委員会を入れさせていただいておりましたのが、この理科大がある場合を想定しておりました。山口東京理科大学調査特別委員会と理科大分科会の審査を、一般会計予算決算常任委員会全体会の終了後に行っていただけたらと思います。ちょっと初日にたくさん案件がありますが、よろしくお願いします。8月25日水曜日、26日木曜日、27日金曜日はそれぞれ午前9時から委員会を開催しまして、25日は

総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会を第2委員会室で行いたいと思います。民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会を第1委員会室で行いたいと思います。26日は同じように総務文教常任委員会と総務文教分科会を第2委員会室、産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会を第1委員会室で行いたいと思っております。27日は民生福祉常任委員会と民生福祉分科会を第2委員会室、産業建設常任委員会と産業建設分科会を第1委員会室で行いたいと思っております。2ページに移ります。土日の休会を挟みまして、30日は午前10時から新型コロナウイルス感染症対策分科会を予定しております。31日火曜日は予備日を当初から設定しております。続いて、当初は9月1日から9月7日まで一般質問を予定しておりましたが、それぞれ9時半から一般質問を行うようにしておりましたが、この度、一般質問通告者が8人でしたので、後ほど人数割りを決めていただけたらと思います。なお、もし空きの日に出たら、これまで通例では休会にしておったと思います。そして9月1日は、一般質問終了後に、先ほど説明しました付託案件の議案第67号に対する委員長報告から採決までを行っていただけたらと思っております。4日土曜日、5日日曜日の休会を挟みまして、一般質問の7日まで説明を終わりましたので、続いて、8日、9日の水木に移ります。ここは議事整理日として当初は休会しております。10日金曜日、午前10時から一般会計予算決算常任委員会全体会になります。11日土曜日、12日日曜日の休会を挟み、13日月曜日にも議事整理のため休会。そして、9月14日火曜日は午前10時から本会議を開会しまして、先ほどの議案第67号以外の付託案件に対する委員長報告から採決まで。そして閉会中の調査事項についてという22日間の議事日程を説明しました。以上よろしく申し上げます。

長谷川知司委員長 説明が終わりました。委員の皆様、何か質問がありますか。

山田伸幸議員 一般質問の開きがえらく多いんですけど、これを詰めていくというふうにはならないのでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 今のところその想定は、執行部とも話してはおりません。

長谷川知司委員長 今まではそのまま休会という形にしておりました。まず一般質問者が8人ということで、振り分けをどうしましょう。

高松秀樹委員 原則どおり4人、4人でいいと思います。

長谷川知司委員長 1日4人、2日も4人ということで、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、一般質問をしない日が3日間残りますが、皆様で意見があれば。休会でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、議事日程そのものはそのままということで、次に行きます(5)陳情・要望書等の取扱いについて。資料4です。一つずつ行きます。資料4をまず開いてください。人権侵害に対する救済申立。これについては、読み置くということでよろしいでしょうか。付託しないということです。2番目、陳情書（小野田中央青果仲買人組合長高橋泰男の不穏当発言の議会での取り扱いについて）。これはどうしましょうか。

山田伸幸議員 中身からすると、これは議運になるんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）議運ということで決めます。次、陳情書（辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情）。委員会付託をしないでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、陳情書（別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書）。これも委員会付託をしないでよろしいですか。次、陳情書（児童福祉の環境改善に関する陳情書）。事務局から何かありますか。

尾山議会事務局長 少し参考までに。先ほどの江邑さんですか、この方は広島の方で、この陳情2件については、執行部には同じものが出ておるということで、一応参考までにお伝えしますが、従来は市外の方からの陳情は、委員会付託はしていないということです。（発言する者あり）違うの。しているのもあるの。

中村議会事務局主査兼議事係長 一括で市外の方を全部取り扱わないということにはしていないと思います。あくまで案件で判断されてということかなと思います。

長谷川知司委員長 一応今、1件ずつ聞いておりますので、そのままで進めてよろしいでしょうか。ちょっと先ほど途中になりましたが、陳情書（児童福祉の環境改善に関する陳情書）。これをどうするか。これも委員会付託しないでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、貴議会における下記事項の議員提案の要請（人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること）。これも委員会付託しないということではよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次、吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書。これについて、申請者からは「担当委員会を議会運営委員会とすること」と書いてあります。議会運営委員会でよろしいでしょうか。

伊場勇副委員長 これは広聴特別委員会での事項についてだと思うんですよ。広聴特別委員会で協議した内容について、その協議の場を議会運営委員会にするべきじゃないかという御意見だと思うので、なぜ議会運営委員会にしなかったのかというところは、広聴特別委員会で話すべきかなと思っています。

高松秀樹委員 これは恐らく委員会運営についての話だと思うので、私は議会運営委員会で取り上げたほうがいいのではないかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。

伊場勇副委員長 広聴特別委員会での運営について、議会運営委員会で協議するということなんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 議会運営委員会でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次に、広聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書。

高松秀樹委員 これは広聴特別委員会での結論について一定の要望があるということなので、これは広聴特別委員会に送ったらいいと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。では、これは広聴特別委員会ということで。では（6）コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について（依頼）の取扱いについて、資料5です。書いてありますが、全国市議会議長会からの要望書等については、申し合わせ事項28により行うとなっております。

高松秀樹委員 後日行われる議運で、この取扱いを協議すべきだと思います。

長谷川知司委員長 ということは、これは議運で話をすることですか。（発言する者あり）そうですね。なので、申し合わせ事項どおりでいいということですね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。2、モニター意見について。資料6です。これについては、前回皆様方から意見を聞き、それを正副委員長と事務局で話し合っ、回答案を考えるとしていたと思います。それで回答案として出させていただきますので、これについて皆様方から御意見を聞きたいと思います。一応読みましょう。議会の考え方と対応です。「申し合わせ事項は効率的な議会運営をするために法令等を補完するもので、市議会が決めたルールとしてそれらに基づき議会活動をしております。そ

の中でも、陳情等については、申し合わせ事項115の中にある「原則として」という言葉を尊重しながら、先例だけにとらわれることなく、その時々議会として事案を的確に処理したほうが、市民の利益になる場合もあると考えます。今後も、市民の立場になって判断してまいります。」。これについて、意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、この回答案を採用します。では次、2、3月議会を傍聴してということですか。

山田伸幸議員 回答が、「現在の審査方法は以前と比べ充実した審査ができていると考えます。」となっているんですが、どういったことが充実しているかということが全く書かれていないんです。単に充実というだけでいいんでしょうか。

長谷川知司委員長 ここをもうちょっと詳しく書いたほうがいいということですか。

山田伸幸議員 特にモニター意見は、特別委員会が一般会計の審査を行うことについて疑問を呈しておられるわけですから、それについて、きちんと答えるべきだと思います。

伊場勇副委員長 特別委員会等々についてですが、以前の形式のときに私はいなかったんですが、例えば総務文教常任委員会がいろいろ審査しても予算が全く扱えなくて、予算はまた別のところでやっているという、なかなかすっきりしない審査が行われていたというところから、今回、特別委員会の委員でも一般会計予算を扱うということで、より充実した審議ができているんじゃないかというところは、前回出た意見でもありました。より詳しくというのであれば、そこも加えてもいいのかなと思いました。

長谷川知司委員長 今、副委員長が申しましたことをまとめて付け加えるとい

うことによろしいでしょうか。

山田伸幸議員 以前の一般会計審査も、私もなかなか委員としては入れなかったですけど、十分な審査ができていたんじゃないかなと考えています。というのも、その中身によっては、執行部に対して議会がまとまって要望等を出して、それに対して議会がまた答えていくというようなやり取りがあったんですけど、今それが全くできなくなっているんです。その点では、今のやり方に問題があるんじゃないかと思っていたので、以前の一般会計の委員会審査が、やはりそれなりに議会での意思を表示するという点では、かなり強いものを持って執行部に迫って、執行部もそれに応えていたということがあったと思います。

河野朋子委員 このモニターが言われているのはそういうことじゃなくて、まず特別委員会が分科会として存在して、そういったことを審査することに対する疑問を呈しているわけで、モニターもここに、「常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を」と、それが前提でそういうふうに書かれているんですよね。以前の一般会計予算決算常任委員会というのが、一部の議員でやっていたときは、言われるようにメリットもあったんです。全体が見えるとか、今言われるように、全委員で一つのことを一致して附帯決議にするとか、そういうメリットはあったんですけども、むしろそれ以上に、所属以外の議員が、委員会の中でいろいろ扱ったことに対して予算と決算を全然扱えないという不満がすごく出た結果、現在の分科会方式にして、常任委員会で扱うものを分科会で予算をとというようなことにしました。そういうことを現在は、以前よりもという中に全部含まれていると思うんです。それが前提で、分科会方式の中において、特別委員会の委員で分科会を構成するという点に対して疑問を言われているので、それにちゃんと回答しないといけないと思います。以前の一般会計での審査に戻すといった問題じゃなくて、この特別委員会が分科会として審査することに対してどうなのかというのを聞かれているので、そこをちゃんとお答えするようにしないと、ちょっとここでも

それが出ていないですよ。今回コロナや理科大の特別委員会は、そういった特別事項を委員会としてきちんと扱おうという位置づけなので、それに伴う予算については、分科会でしっかり審査するという意味では深まった議論をしたと記憶しています。その辺を少し書けば、このモニターに対する回答はそれでいいと思うんです。山田委員が言われるのは、また別のステージの話で、それはちょっとここで言うべきことかどうかというのがありますし、一応、いいほうに変えてこうなっているという意識ではいたんですけど、その辺はまた別のところでしたほうがいいんじゃないかと思います。

山田伸幸議員 私が言ったのは、この回答が「以前と比べ充実」と書いてあるからです。そのことが何も明らかにされていないまま、こういう回答では不十分だということを言ったわけです。それと先ほど河野委員が言われた中で、特別委員会が予算も扱うことで様々な専門性とありました。それまで扱ったことない委員会に突然振られても、なかなか審査を深めることできないわけですが、特別委員会はそれなりにずっと、コロナにしても理科大にしてもいろんな問題を扱ってきており、やはりこういった特別委員会がずっと扱ってきたわけですから、一般的に総務所管に戻すよりは、そのほうが優れていたのではないかとは思っております。

長谷川知司委員長 今皆様に言われたことを要約して、付け加えて回答することによってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次に行きましょう。回答を読みます。2、「現実的に22人での討論会は運営が難しく、例えば人数を8人程度にすれば政策討論会が開催されやすいのではないかと考えます。実施要綱の変更の必要があると考えております。」。

高松秀樹委員 前段部分がちょっと具体的過ぎると思います。つまり、現状の実施要綱において開催は困難であると考えるとか、何かそういう言葉を入れて、後段部分に変更の必要があるみたいな形のほうがいいのではないですか。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、今高松委員が言われたことをまとめて、訂正するということにします。

杉本保喜議員 今読まれた中で、この文章では「考えます」と書いているんですよね。今、委員長が読まれたのは「考えています」と。後段のほうも「考えます」と書いてあるんだけど「考えています」と読まれたんですよね。この辺のところは統一したほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 はい、そうですね。「考えます」ということで統一します。私がちょっとそこは読み替えたただけでした。次に、3と4です。回答は一緒です。「8月10日からホームページに掲載しております。」ということです。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次、7、「会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。」。

高松秀樹委員 こういうふうに書くと、このモニターが言われている「なぜまともな代表質問が行われないのでしょうか」を容認している、つまり会派の政策が具体的に明らかにできていないことが理由ということはそのまます容認していることになると思うんですよ。こういう書き方は、変更したほうがいいと思います。皆さんが代表質問駄目よねとっていらっしゃるんなら、これなんですよ。議運決定する以上は、そのラインを確定しておかないと。このまま出すと、このとおりという話になるんで。

山田伸幸議員 この内容だと、会派内が意思統一のないまま代表質問に臨んだということになってしまいます。やっぱりそれなりに議論をした上で臨んでおられるはずですから、この書き方ではちょっとよくないかなと思います。やはりそういった会派内での一応議論を重ねている、あるいは意見交換をしているということを、きちんとすべきではないかなと思います。

ます。

長谷川知司委員長 前段を除きますか。

山田伸幸議員 4行目の「政策を明らかにし」というのは、どうなのでしょう。政策というものを皆さん、会派の中で出しておられるならいいです。ちょっとまだホームページを見ていないので、そこは言えないんですが、例えば、我々の会派はこういう政策を持っていて、これは市民の利益のために必要であり、それについて執行部の考えをただすということなら代表質問となると思うんです。しかし、残念ながらそこまで言われた議員はおられないと思います。私は会派に属しておりませんから、その辺はそれぞれの会派の思われることがあるのではないかなと思うんですけれど、きちんとそこはされるべきではないかなと思います。

長谷川知司委員長 代表質問そのものは施政方針に対してということで行っておりますので、どうしても幅が狭まります。大局であります、施政方針に対して物申すというスタンスですからね。

山田伸幸議員 狭まっちはいいはずなんですけど、議員側が自ら狭めているのではないかなと思って、いつも聞いております。市長に対して、基本的な考え方をただしていくのが代表質問だと思うんですけれど、やはり一般質問と変わらない、課長などに聞けば分かるようなことが一般質問で上がるということ自体、改めていくべきだと思っております。その辺の在り方をきちんとされていくべきではないかなと思います。

河野朋子委員 この回答の感じで私はいいと思います。この回答で何ら問題ないとは思いました。

長谷川知司委員長 ちょっと5分ほどここで休憩します。50分まで。

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。

伊場勇副委員長 先ほどの回答なんですが、このままで行こうと思います。

長谷川知司委員長 副委員長からこの回答案のとおりで行きたいとありました。皆様どうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このままで行きたいと思います。では次、最後のモニターからの意見です。「本市議会の人数や一般質問の実施状況等を踏まえ、代表質問の必要性を協議し、方向性を見いだしてまいります。」。これについて。（発言する者あり）挙手でいいですか。

山田伸幸議員 この回答でいいのではないのでしょうか。

長谷川知司委員長 では、これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで行きます。では、次、会派についてです。会派について。今まで2人でどうなのかという案がありました。それでいろいろ話しております。今までの経過は、2人でもいいんじゃないかという意見もありました。政党についてのみ2人でいいんだと。政党でない会派については、やはり3人ということもありました。そのような状況で終わっていたと思います。これについて皆様方、何か新たな意見等ありましたらお願いします。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）会派等に持ち帰られて、まだまとまっていないみたいですが、ここではまとまっていないですね。前と同じですか。皆さんも一緒ですか。何か意見あれば。（「なし」と呼ぶ者あり）ここはまだちょっとまとまってないということで、今日は置いて、次回にします。4、改選後の初議会の運営について、資料7の説明を事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 では、最後のページになります、資料7です。

もう皆さんの4年の任期が間もなく終わろうとしており、まだ任期がある中ではありますが、今の時点で、初議会に関する事項を議運の皆さんで確認しておいていただきたく思いまして、ここに提示するものです。申し合わせ事項からの抜粋になります。この番号は申し合わせ事項の番号になりますので、それぞれ御覧なっていたら、これまでも改選前にこのような形でよろしいでしょうかということで議論してきました。その内容です。その中で二つあるんですけど、7の(1)世話人会のイのところですが、ここにある正副議長、会派代表というのは、改選後から見て旧、つまり現時点の正副議長と会派代表という意味で記載があるものになっております。それと、(2)の全員協議会については、今期から全員協議会が会議規則に規定された正規の会議になっております。ここに書いてある(2)の中のアからエまでについては、そのまま全員協議会で改選後も協議していい内容であろうかと思っておりますので、一応確認していただいて、皆さんよろしければ、これで初議会に向けて準備をしたく思います。よろしくお願ひします。

長谷川知司委員長 世話会のイのところの年長議員というのは1名ですね。

山田伸幸議員 この会派代表というのも旧ですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 そうなります。このときまだ会派が決まっていまないので、現在の会派という話です。申し合わせ事項に記載がないので、ここに載せていないんですけど、前回は議運の正副委員長だったかなと思いますが、入られています。これはまた改選後の状況を見て世話人に御相談するようになると思います。申し合わせ事項上はこうなっているということで、その確認をしていただきたいということです。

山田伸幸議員 世話人は誰がなるんですか。

長谷川知司委員長 世話人がこの右に書いてある人です。（「ああ、そういうこと」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 10月3日が投開票ですよ。例えば4年前に、この初議会はいつ頃招集をされていましたか。

中村議会事務局主査兼議事係長 10月24日です。3週目辺りです。

高松秀樹委員 我々の任期はいつまでですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 10月9日までです。10日から新議員の任期開始になります。

高松秀樹委員 10月24日頃に臨時議会が招集をされるということで、遡って、世話人会、全員協議会、この辺りはどのぐらいのスケジュールで入ってくるのでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 1週間前から10日前辺りを予定しています。（発言する者あり）ちょっと今お声がありましたので、世話人会は改選後になります。改選前ではありません。

長谷川知司委員長 任期後でということですね。

中村議会事務局主査兼議事係長 新任期になってから世話人会は開催されます。

吉永美子議員 新人議員研修会はいつから行われているんですか。

島津議会事務局次長 記憶のある限り、少なくとも平成25年の改選期には行われております。平成21年も恐らく行ったのではないかと思います。

吉永美子議員 これを行うことの意味というか議会ルールに関わる説明会という
ことで、具体的にはこれで勉強してもらって、基本を取得してもらう
という形になるんですか。

長谷川知司委員長 ちょっと吉永議員、これというのは市議会便覧ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長 議会の基本的な条例のみならず、例えば財政を呼んで予算の説明をしたりですね、庁舎とか執行部の仕組みといたりしたところも研修会の中でしております。

高松秀樹委員 全協のウの議会人事及びその任期について、これはどういうことになるんですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 当時の記録を昨日見たのに今日持って来損ねているんですけど、恐らく監査委員の件がたしか説明であったように記憶しています。議選監査委員の件だと思います。

高松秀樹委員 もう1点、エの議席の指定については、これは何、仮議席ですか。何の議席ですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 当初は仮議席でスタートして、この臨時会の最終日に本当の議席というか議席の指定を行うんですけど、その説明等をこのときにするという事になるかと思いますが。指定は、仮議席と本来の議席の両方をこの会期中に行います。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、その他の2、全員協議会の開催日、8月24日、午前9時15分、議運決定事項を報告しますということです。そのほかは、ちょ

つとここで休憩を入れます。11時10分まで休憩ということで。

午前11時2分 休憩

午前11時13分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開いたします。次に、陳情書（山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について）を行おうと思いますので、山田議員にはここで退席をお願いしたいと思います。

（山田伸幸議員 退室）

長谷川知司委員長 今から陳情書を取り扱いたいと思います。これにつきましては、4月13日の第63回議会運営委員会において協議してまいりました。その協議の中で、方向性あるいは一定の回答案が出てきておりますが、それを正式にまとめて回答としておりませんでした。ここで皆様方にお諮りするのには、やはりこの陳情書についてはきちんと回答書を出すべきだと思いますので、その回答について皆様にお聞きするわけです。前回までの回答案というような形で意見が出ておりますので、それを副委員長から述べてもらいます。お願いします。

伊場勇副委員長 4月13日の議運で話された事項なんですが、まずその不適切発言から見るということなので、不適切発言かどうかというところも話し合ったところなんです。それに伴って、①、②、③、④について協議したところですが、①、②、③については、良識のある方が市民の負託を受けて集まっている議会、そして、このことについては回答しなくていいのではないかと協議を皆さんとしたところなんです。そして、今回、④のところには、全議員に対して道徳的指導を行うことというところがあって、このことについてちゃんと話ししていなかったんで、このこと

について、新たに今回ちょっと時間を頂いたというところです。この①から④までの回答案としては、先ほど申し上げましたが、良識のある人の集まりであるということ、その中で、道徳に反する事案が起これば、しかるべき対応をしていくというところのお答えになるのかなと思っています。以上です。

長谷川知司委員長 今副委員長が申しましたが、このことについて皆様方から意見をお聞きします。

高松秀樹委員 四つあるんですね。①、②、③は書いてあるとおりに思っています。①番は、いわゆる議長の秩序保持権に基づいて適正に運用していくというのは当たり前の話だと思っています。②番についても不適切、これは不穏当発言について動議等もできますので、対処することとあります。ただし、①番も②番も、①番は留保することは可能なんですけど、②番が、例えば本会議場で不適切又は不穏当な発言について瞬間的に判断するのはなかなか難しい場合もあるということは理解してほしいと思っています。③番目はそのとおり。④番目は、議会として道徳的指導を全議員対象に行うことというのは全く必要ないと思っています。

長谷川知司委員長 ④は必要ないということは、回答をどういう形でしたらいいと思いますか。

高松秀樹委員 ここは議会運営委員会ですので、その法的な話を中心にやるべきだと思います。そうすると、前段にあるように、「法的な問題を別として」とこの方もおっしゃっているように、法的なところじゃないところ、道徳的なところを、この議会運営委員会で深入りすべきではないと思っています。更に言うと、「ごめんなさい」と書いてあるんで勘違いしやすいんですけど、議員が不穏当発言をした場合には、それなりに議会が対応することになっています。法的に対応ができることになっておりますので、それでいいのではないのかなと思っています。更に言うと、こ

の道徳的というのに非常に引っ掛かるんです。でも、その不穏当発言によって、懲罰に発展する事案も出てくると考えています。そうすると、その場合に、懲罰の場合に陳謝というのもあって、それがいわゆるこの謝罪ということに発展する、つまりそれは法的な面で議会は対抗措置を持っておるということです。だから、この道徳的指導を全議員対象に行うことは必要ないと思うということです。

長谷川知司委員長 今、④番について高松委員が回答案を言われました。それを事務局、委員長、副委員長でまとめて回答にするということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これで回答します。（発言する者あり）一応回答案を作って、それをどうするかは、議長も含めて対応したいと思います。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかに議題としてやるべきことはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これで第73回議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午前11時23分 散会

令和3年（2021年）8月19日

議会運営委員長 長谷川 知 司